

Q13 : 障害年金が120万円でアルバイト収入がある場合、収入判定はどのようになりますか？

A13: 12か月の累計が180万円以上となる見込みが立った日が認定取消日となります。

具体的には、アルバイトを開始した時点で、雇用条件説明書等により、向こう1年間の給与収入の見込みが立つ場合には、その額と年金の年額を合算した額が180万円以上となった場合は、アルバイトを開始した日が認定取消日となります。

アルバイトを開始した時点で見込みが立たない場合には、支給実績で判定することになります。年金の年額を12で除した額と、アルバイト収入を合算した額が15万円以上になる月が4か月以上連続した場合、4か月目の初日で取消することになります。

具体的な判定例は、次のとおりです。

(条件) 平成22年4月から平成23年3月年金120万円・平成22年4月アルバイト開始

支給月	障害年金 (1,200,000 ÷12)	アルバイト収入	月額累計	12か月の収入 累計	月額 判定	12か月 累計 判定
H22. 4	100,000	40,000	140,000	140,000	○	○
H22. 5	100,000	40,000	140,000	280,000	○	○
H22. 6	100,000	30,000	130,000	410,000	○	○
H22. 7	100,000	40,000	140,000	550,000	○	○
H22. 8	100,000	50,000	150,000	700,000	×	○
H22. 8	100,000	50,000	150,000	850,000	×	○
H22. 9	100,000	50,000	150,000	1,000,000	×	○
H22.10	100,000	40,000	140,000	1,140,000	○	○
H22.11	100,000	40,000	140,000	1,280,000	○	○
H22.12	100,000	40,000	140,000	1,420,000	○	○
H23. 1	100,000	50,000	150,000	1,570,000	×	○
H23. 2	100,000	50,000	150,000	1,720,000	×	○
H23. 3	100,000	50,000	150,000	1,870,000	×	×
H23. 4	100,000	50,000	150,000	1,880,000	×	×

この例の場合、12か月の累計が180万円以上となった平成23年3月1日で認定取消しになります。